

単元株式数の変更に関する公告

平成27年11月24日

株主各位

大阪市北区天満一丁目20番5号
象印マホービン株式会社
代表取締役 市川 典男

当社は、平成27年10月2日開催の当社取締役会決議により、会社法第195条第1項の規定に基づき定款を変更し、平成27年11月24日（火曜日）をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしましたので、公告いたします。

以上

（ご参考）

1. 上記に伴い、平成27年11月24日（火曜日）をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位も1,000株から100株に変更されます。
2. 株主各位におかれましては、一切のお手続きは不要ですので、念のため申し添えます。